電気供給約款（新旧対照表）

新	旧
Ⅱ　契約の申込み 7　需給契約の成立 需給契約は，申込みを生協が承諾したときに成立いたします。	Ⅱ　契約の申込み 7　需給契約の成立および契約期間 ⑴需給契約は，申込みを生協が承諾したときに成立いたします。 ⑵契約期間は，次によります。 イ契約期間は，別紙に別段の定めがある場合を除き，需給契約が成立した日から，需給開始日以降１年目の日までといたします。 ロ契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，別紙に別段の定めがある場合を除き，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ組合員の需要場所が，電気事業法第 20 条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は，原則として，イおよびロにかかわらず，当該指定区域に対し電気事業法第２条第１項第８号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。 ⑶　需給契約が継続される場合において，電気事業法第２条の 13 にもとづく供給条件の説明については，継続後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし，かつ，同法第２条の 14 にもとづく書面の交付については，書面の交付，インターネット上での開示，または電子メールを送信する方法その他生協が適当と判断した方法により行い，生協および大阪ガスの名称および住所，契約年月日，当該継続後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。
Ⅵ　契約の変更および終了 31　需給契約の変更等 ⑴組合員が電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。需給契約の変更後の料金の適用開始日は，需給契約の変更後の最初の検針日とし，当該検針日の前日までの期間については，変更前の需給契約が定める契約種別の料金表を適用して料金を算定いたします。 ⑵生協，大阪ガス，送配電事業者等の都合により，契約種別を廃止する場合は，当該契約種別の組合員には廃止期日の３か月以上前にご連絡いたします。当該組合員には，生協との需給契約の廃止等の手続きを行っていただきます。	Ⅵ　契約の変更および終了 31　需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。